

納税ニュース

平成19年1月15日 第15号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212
URL <http://city.kashima.ibaraki.jp/>

平成19年から

あなたの所得税と住民税が変わります！

「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権の推進に向けて「三位一体改革」が進められています。その柱となるのが、今回の「税源移譲」。税源移譲とは、所得税と住民税の税率を変えることで、国の税収を減らし、地方の税収を増やすことです。およそ3兆円の税収が、国から地方へ移されます。

所得税と住民税の税率が変わります！

所得税 平成19年1月から 4段階の税率を6段階に細分化
住民税 平成19年6月から 3段階の税率から一律10%に

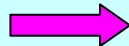
所得税が減って、住民税が増えますが、「所得税 + 住民税」の**負担は基本的に変わりません**。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者給与収入500万円の場合



所得税 258,000円
住民税 163,000円
合計 421,000円



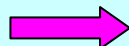
所得税 160,500円
住民税 260,500円
合計 421,000円

負担増減額
0円

夫婦と子ども2人・給与収入500万円の場合



所得税 119,000円
住民税 76,000円
合計 195,000円



所得税 59,500円
住民税 135,500円
合計 195,000円

負担増減額
0円

夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16~22歳)に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

定率減税が廃止されます！

所得税 税額の10%相当額を減額 平成19年1月分から廃止
住民税 税額の7.5%相当額を減額 平成19年6月分から廃止

モデルケース 夫婦と子ども2人・給与収入700万円(年額)

平成18年
所得税 263,000円
定率減税 26,300円
住民税 196,000円
定率減税 14,700円
合計 418,000円



平成19年
所得税 165,500円
住民税 293,500円
合計 459,000円



夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族(16~22歳)に該当するものとしています。一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

65歳以上の人

住民税の老年者非課税措置が廃止され、経過措置がとられています。

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

平成17年度
合計所得金額125万円以下の方
非課税



平成18年度以降 経過措置として
平成18年度は税額の3分の2を減額
課税
平成19年度は税額の3分の1を減額
平成20年度以降は、全額負担

モデルケース 70歳独身・年金収入200万円(年額)

平成17年度		平成18年度		平成19年度	
住民税	非課税	住民税	19,900円	住民税	37,300円
		定率減税	1,500円	住民税 × 1/3	12,434円
		(住民税 - 定率減税) × 2/3	12,267円		
所得税	34,800円	所得税	34,800円	所得税	17,400円
定率減税	6,960円	定率減税	3,480円		
合計	27,840円	合計	37,453円	合計	42,266円
(税額	27,800円)	(税額	37,400円)	(税額	42,200円)

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

上記の詳しいお問合せは、税務課まで(内線 261・262)

1月は国民健康保険税の納期です。

納期限: 1月31日(水)

2月は国民健康保険税と介護保険料の納期です。

納期限: 2月28日(水)

これからの休日納税相談と休日納税窓口(毎月第4日曜日)

とき 1月28日(日)9:00~15:00

とき 2月25日(日)9:00~15:00

とき 3月25日(日)9:00~15:00

平日に納められない人は
ご利用ください

ところ 納税対策課(市役所1階)

注意

税務・市職員を装った不審な電話「振り込め詐欺」
にご注意ください!

納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年5月中旬の予定です。